

意見書

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

難病といわれる疾病には有効な治療薬・治療法がなく、患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ=患者数1,000人未満)は医療上の必要性が高く、他の医薬品と同様、その開発を円滑に進めることが重要です。

そのため、希少疾患関係患者団体はこれまでに「特定疾患への指定、及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど、政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきました。その結果、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されましたが、しかし、未だ創薬実現に向けた明確な前進は見られません。

例えば、近年、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは世界に先駆けて縁取り空胞を伴う遠位型ミオパチー(DMRV)治療における「シアル酸補充療法」の開発研究を進め、患者団体の要請に応えた製薬企業が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の助成事業を活用して取り組み、医師主導によるDMRV治療薬の第I相試験を終了しました。その後も独立行政法人科学技術振興機構(JST)の研究成果展開事業(ASTEP)の助成を受けましたが、第II・第III相試験を行うには10~20億円とも言わ

れる巨額な資金が必要であり、財源不足のため開発が暗礁に乗り上げたままになっています。

難病と闘っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てない深刻な状況であり、計り知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいます。よって、国会および政府に対して、下記事項を早期に実現するよう強く求めます。

記

- 1 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品(ウルトラ・オーファンドラッグ)の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
 - 2 遠位型ミオパチーをはじめとする希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的な支援を行うこと。
 - 3 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。
平成24年12月18日

【送付先】 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・経済産業大臣

意見書

次代を担う若者世代支援策を求める意見書

世界銀行が今年(2012年)10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者です。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると2011年には15~24歳が8.2%(総務省統計局:労働力調査)と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いています。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化による更なる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念されます。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題です。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしています。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っています。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務です。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス(仕

事と生活の調和)の実現に向けた抜本的改革にかかっているといっても過言ではありません。

よって政府におかれては、これらの諸課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求めます。

記

- 一、環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野をはじめ、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと
 - 一、非正規労働者から正規になりにくい状況から正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること
 - 一、「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう関連する法整備や、仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること
 - 一、上記課題を総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
平成24年12月18日

【送付先】 内閣総理大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・国家戦略担当大臣

中学校給食検討特別委員会視察報告



河合町立第一小学校



大和郡山市学校給食事務所



広陵町立広陵東小学校



王寺町立中学校給食共同調理場

昨年12月議会において提出され、全会一致で採択された「中学校給食実施を求める請願」に基づき、広陵町議会では「中学校給食検討特別委員会」を組織し、検討しています。

給食実施の先進地事例を確認させていただくべく、河合町・王寺町・大和郡山市の給食の実態について視察研修を行いました。

今後は、いかなる方式の給食実施が広陵町に最もふさわしいかを協議、決定し、早急の実施するよう町に求めてまいります。